



ひだまり便り

第34号〈平成22年9月号〉
特定非営利活動法人
ひだまり
理事長 小関 茂

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉県稲毛区長沼町32番地
TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061
E-mail…hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ… <http://www.hidamari.or.jp>

理事長より

ひだまり理事長 小関茂

記録破りの猛暑日の連続で私も息をするのが精一杯の日々を過していますが、皆様はどのように過ごされているでしょうか。そのような次第でひだまり便りの発行も疎かになり気味ですが、気持ちを取り戻し、福祉政策の流れを見てみました。ひだまり便り31号でも触れていますが、その後の進展を含め整理してお知らせしようと思います。

■ 障がい者総合福祉法(仮称)の制定を目指して ■ (注)国は障がい者と表記しています。

現在の障害者自立支援法に代わる制度の検討機関として、政府は平成21年12月に鳩山前首相を本部長とする障がい者制度改革推進本部(以下推進本部とします)を設け論議を進めていますが、では現状はどのようなものかを見ていきたいと思います。

■ 障がい者制度改革推進会議の設置 ■

推進本部の下に障がい者制度改革推進会議(以下推進会議とします)が置かれました。推進会議委員は24名プラス1名のオブザーバーで構成され、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事するもの、学識経験者等が選ばれました。目的は、障害者に係る制度の改革を始め、障害者施策の推進に関する事項についての意見をまとめ、推進本部に出すことです。

推進会議は22年1月12日から始まり、8月9日現在で計18回開催され、6月7日の第14回会議で「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」と題する42頁からなる「第一次意見」を取りまとめました。6月29日開催の制度改革推進本部の席上で菅総理大臣に手交され、本部長である菅総理大臣は第一次意見を最大限尊重し、政府の対処方針を決定する旨を述べ、その後の閣議で意見を閣議決定しています。

この第一次意見の中では今後の進め方にも触れており、総合福祉部会を設置したことや、この部会で整理された意見を踏まえ、当面对応が必要な課題は政府が必要な対策を講ずるべきである旨を明記しています。また「障がい者総合福祉法」(仮称)については、平成23年夏から秋までを目途に結論を得、政府は24年に法案を通常国会に提出、25年8月までの施行を目指すべきであるとしています。

そして、推進会議は年内も9月から12月まで計9回の会合を予定しています。

■ 総合福祉部会の発足 ■

平成22年4月に、推進会議の下で新たな法制度を論議する総合福祉部会が、三障害を含む団体代表や学識経験者等委員55名という大所帯でスタートしました。

総合福祉部会は基本的に毎月1回厚労省内で行われ、現在まで5回開催され、毎回4時間以上に及ぶ論議が行われています。



【平成22年度総合福祉部会での検討内容】

- ❖ 第1回 4月27日 部会運営などと新法制定までの当面の対策
- ❖ 第2回 5月18日 新法制定までの当面の対策
- ❖ 第3回 6月1日 新法実施以前に早急に対応を要する課題の整理
- ❖ 第4回 6月22日 新法制定に向けた論点整理



この論点については全日本手をつなぐ育成会の「手をつなぐ」誌8月号で解説されていますが、ここでは七つの分野に分けて法の理念から始まり、障害の範囲、選択と決定、支援体系、地域移行など広く網羅された内容となっています。

- ❖ 第5回 7月27日 新法の論点について

第5回は法の理念・目的・範囲、障害の範囲、選択と決定(支給決定)が論議されました。最初に法の名称について検討されていますが、当日の資料では17名の委員が意見を提出しており、出席者がそれぞれ異なる名称を考えている様子が興味深いです。

また、第6回以降も8月から毎月1回部会が開催され、23年7月までに全員での論議や3グループに分かれての作業チームによる検討がなされた後、新法の骨格整理などを経て平成23年8月には骨格が提言される予定です。

ここでは、精力を注いで新しい制度と法律作りに取り組んでいる様子が見え、また障害者の声を取り入れようとする姿勢も見えます。何分にも多様で複雑な障害者福祉制度の改革を、それぞれが満足する内容まで到達させることは大変困難なことですが、これからのご努力に敬意を表し、今後の推移を見守っていききたいと思います。

～成年後見研究プロジェクト～

「親なきあとに子どもに何を残せますか？」(仮称)

ひだまりは、障害児者の将来を守る父の樹会の生活支援グループとチームを組み、成年後見制度のほか諸々の企画を実施しております。

平成20年度には「この子の記録」を作成し、障害児者の将来を守る父の樹会から会員の皆さんに配布しました。その第2弾として、親なきあと障害のある子の生活を守るために、経済的基盤の確保の方法や諸制度の手引きの作成を企画しました。ひだまり理事で障害児者の将来を守る父の樹会の副会長を兼務する平井理事をチーフとして、年金・保険・相続・手当・福祉サービスなどのガイドブック作成に取り組んでいます。この種の解説は結構多いのですが、知的障害者を対象にしたものは少なく、今一つ内容が十分とは言えません。多岐に亘る支援の仕組みを網羅する事は容易ではないと思いますが、可能な限り盛り込んだ内容を一冊の冊子にまとめたいと考えており、今年度中にお届けできるよう取り組んでいます。

ひだまりホームページのご案内

最近のひだまりホームページをご覧になられたでしょうか。更新して読みやすくなり、内容も新しいニュースをお伝えできるよう努めています。特に福祉関連のリンクを充実させており、トップページから容易に移れますのでお奨めです。アドレスは hidamari.or.jp ですが、Google や Yahoo 等の検索サイトに「NPOひだまり」と入力していただくとご覧になれます。まだ訪問されていない方は一度お試しを。

